

宜野湾市会計年度任用職員募集要綱

■応募資格(共通事項)

次のいずれにも該当しない人

- (1)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)宜野湾市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

■服務に関すること

任用期間中は地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

1. 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法「以下、法」第 32 条)
2. 信用失墜行為の禁止(法第 33 条)
3. 秘密を守る義務(法第 34 条)
4. 職務に専念する義務(法第 35 条)
5. 政治的行為の制限等(法第 36 条)
6. 争議行為の禁止(法第 37 条)
7. 営利企業への従事等の制限(法第 38 条)※ただし、要件を満たせば従事することができる場合があります。

■募集要件・人数・勤務条件等

・各職種による

(※各職種の要件など詳細については、ホームページの募集職種をご確認ください。)

■提出書類

- (1)宜野湾市会計年度任用職員申込書(※様式あり)
- (2)資格・免許証の写し(※資格が必要な職種のみ)
- (3)その他、必要に応じて担当課から求められたもの

■提出先

希望する部署に直接提出をして下さい。

希望部署がない場合、人事課に提出をして下さい。

■条件付き採用について

※地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

■その他注意事項

※提出された申込書は返却しません。

※提出された申込書については、宜野湾市会計年度任用職員採用に関する書類選考、および面接、任用手続きに必要な範囲で利用します。

※申込書、面接等で内容に偽りがあった場合や応募資格がない等が判明した場合、任用を取り消すことがあります。

※採用については、各課で必要な業務が発生し、雇用が必要な時に行われますので、申し込み後すぐに働いていただけるとは限りません。また、希望職種の申込者が多数の場合や勤務条件が合わないなどの理由で任用されない場合、面接連絡がないこともあります。

※選考の結果、希望する課で任用されない場合、別の部署を案内させていただく場合があります。

※本件は予算の成立が条件となります。